

お知らせ

(「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置等について)

1 特例措置について

(1) 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、対象となる工事及び建設コンサルタント業務等の受注者は、大分県公共工事請負契約約款第63条、大分県土木設計業務等委託契約約款第57条及び大分県建築設計業務等委託契約約款第62条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができますので、**本特例措置等に基づく対応が可能であるかについては、監督員にご確認ください。**

なお、請求書の作成にあたっては裏面の様式を参考に作成してください。

(2) 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等及び取扱いについて

ア 令和3年3月1日以降に開札を行う工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額及び業務委託料に契約を変更するものとします。

$$\text{変更後の請負代金額及び業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価により積算された金額

k：当初契約の落札率

イ 令和3年2月28日以前に開札を行った工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「大分県公共工事請負契約約款第25条第6項の運用について」(平成26年2月14日付け建政第1772号)の規定を準用するものとします。

2 工事におけるインフレスライド条項の適用について

令和3年2月28日以前に開札を行った工事のうち、3月1日において工期の始期が到来しているものについては、「大分県公共工事請負契約約款第25条6項の運用について」(平成26年2月14日付け建政第1772号)の規定の適用を可能とします。

大分県公共工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用について(HP)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/infuresuraido.html>

3 その他

対応が可能であった場合は、請負代金額及び業務委託料変更協議の請求期限についても協議をお願いします。

【例】工事の場合（特例措置）

令和 年 月 日

発注者

殿

（受注者）

商号又は名称

代表者氏名



工事請負代金変更請求書

令和 年 月 から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について、大分県公共工事請負契約約款第63条に基づき、下記工事の請負代金額の変更を請求します。

記

工事名	令和 年度	第	号	工事
工事場所	線 川 港	郡 市	町 大字 村	
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
請負代金額				円